



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	令和5年度 神戸市国民健康保険 基礎賦課額の保険料率	福祉局国保年金医療課	1
告示	令和5年度 神戸市国民健康保険 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	福祉局国保年金医療課	2
告示	令和5年度 神戸市国民健康保険 介護納付金賦課額の保険料率	福祉局国保年金医療課	3
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(栄団地 自治会)	地域協働局地域活性課	4
告示	利用料金の承認(デザイン・クリエイティブセンター神戸)	企画調整局産学連携推 進課	5
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(桜森町 自治会ほか)	地域協働局地域活性課	10
告示	人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例による里づく り計画の変更の認定(谷口里づくり計画)	経済観光局農政計画課	13
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧 (六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	14
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に 係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	15
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市灘区楠丘町6丁目)	都市局都市計画課	16
交通局	神戸市交通局広告取扱規程の一部を改訂する規程	交通局営業推進課	17

神戸市告示第156号

令和5年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）第15条第1項及び第2項の規定により基礎賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 所得割に係る基礎賦課額の保険料率

令和5年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 7.88%

2 被保険者均等割に係る基礎賦課額の保険料率

被保険者1人当たり 33,540円

3 世帯別平等割に係る基礎賦課額の保険料率

1世帯当たり 21,980円

神戸市告示第157号

令和5年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号。以下「条例」という。）第15条の10第1項及び同条第2項において準用する条例第15条第2項の規定により後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、条例第15条の10第2項において準用する条例第15条第3項の規定により告示する。

令和5年5月25日

神戸市長 久元喜造

1 所得割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

令和5年度の基礎控除後の総所得金額等の額に対し 3.03%

2 被保険者均等割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

被保険者1人当たり 12,460円

3 世帯平等割に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

1世帯当たり 8,170円

神戸市告示第158号

令和5年度の神戸市の国民健康保険について、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号。以下「条例」という。）第15条の19第1項及び同条第2項において準用する条例第15条第2項の規定により介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、条例第15条の19第2項において準用する条例第15条第3項の規定により告示する。

令和5年5月25日

神戸市長 久元喜造

1 所得割に係る介護納付金賦課額の保険料率

介護納付金賦課被保険者に係る令和5年度の基礎控除後の総所得金額等の額
に対し 2.99%

2 被保険者均等割に係る介護納付金賦課額の保険料率

介護納付金賦課被保険者1人当たり 14,620円

3 世帯別平等割に係る介護納付金賦課額の保険料率

1世帯当たり 7,020円

神戸市告示第159号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月26日

神戸市長 久元 喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

栄団地自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区押部谷町栄349番地の6

(3) 代表者の氏名

坂本 昌一

(4) 代表者の住所

神戸市西区押部谷町栄349番地の6

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市西区押部谷町栄360番地の3」を「神戸市西区押部谷町栄349番地の6」に改める。

(2) 代表者の氏名

「野口 謙一」を「坂本 昌一」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市西区押部谷町栄360番地の3」を「神戸市西区押部谷町栄349番地の6」に改める。

3 変更の年月日

令和5年4月9日

神戸市告示第187号

デザイン・クリエイティブセンター神戸条例（平成24年3月30日条例第19号。以下「条例」という。）の規定により、デザイン・クリエイティブセンター神戸（以下「センター」という。）の指定管理者の指定を受けたデザイン・クリエイティブセンター運営共同事業体が、その収入として収受するセンターの利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）について、条例第13条第2項の規定により承認したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。なお、条例第13条第3項及び第4項に係る料金については、令和4年6月28日付神戸市告示第260号のとおりである。

令和5年6月6日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金の額

(1) 施設等の利用料金

ア クリエイティブラボについて、各部屋の利用料金は、以下の表のA列の単価にB列の面積を乗じ、百円未満を切り捨てた額を施設の1月あたりの利用料金とする。

部屋	A列 単価（円/月・㎡）	B列 面積
201	2,000	61.09㎡
202	2,000	66.34㎡
203	2,000	70.58㎡
204	2,000	41.39㎡
304	2,000	40.76㎡
305	2,000	31.14㎡
306	2,000	53.48㎡
307	2,000	84.58㎡
308	1,819	137.34㎡
309	1,819	253.89㎡
401	1,819	129.87㎡
402	2,000	37.17㎡
403	1,819	135.35㎡
404	2,000	73.19㎡
405	2,000	41.53㎡
406	2,000	47.27㎡
407	2,000	84.76㎡
408	2,000	41.19㎡
409	2,000	26.5㎡
410	2,000	30.42㎡

411	2,000	26.63 m ²
412	2,000	38.88 m ²
413	2,000	68.08 m ²
415	2,000	57.71 m ²
416	2,000	51.85 m ²
417	2,000	66.67 m ²
418	2,000	71.22 m ²
419	2,000	27.54 m ²
420	2,000	32.85 m ²
421	2,000	27.88 m ²
422	2,000	40.04 m ²
423	2,000	46.86 m ²
424	2,000	43.37 m ²
425	2,000	36.23 m ²
426	2,000	37.83 m ²
427	2,000	52.32 m ²
428	2,000	63.91 m ²
429	2,000	30.53 m ²
430	2,000	39.59 m ²
431	2,000	33.89 m ²

イ セミナー・ワークショップスペース・ギャラリーについて、各部屋の利用料金は、以下の表のA列の単価にB列の面積を乗じた額を時間あたりの利用料金とする。

部屋	A列 単価 (時間あたり・円/m ²)	B列 面積
101	15.00	40 m ²
楽屋A (KIITOホール等の 付帯施設として使 用する場合)	9.00	46 m ²
楽屋A	<u>15.00</u>	46 m ²
楽屋B (KIITOホール等の 付帯施設として使 用する場合)	9.00	21 m ²
楽屋B	<u>15.00</u>	21 m ²
楽屋C	9.00	26 m ²

(KIITOホール等の付帯施設として使用する場合)		
楽屋C	15.00	26㎡
控室A (KIITOホール等付帯施設として使用する場合)	6.00	86㎡
控室A	15.00	86㎡
控室B	15.00	85㎡
控室C	15.00	66㎡
ギャラリーC	15.00	135㎡
301	15.00	124㎡
302	15.00	34㎡
303	15.00	154㎡

ウ ギャラリーのうち、以下の表に定める部屋は、その一部につき利用ができることとし、その利用料金は、以下の表のA列の単価に利用する面積を乗じた額を時間あたりの利用料金とする。ただし、その面積が30㎡未満の場合は30㎡とみなす。

施設名等	A列 単価 (時間あたり・円/㎡)
クリエイティブスタジオ	15.00
カフェ (厨房設備を除く)	15.00
生糸検査所ギャラリー	15.00
ユネスコギャラリー	15.00
ライブラリ	15.00

エ 多目的ホールについて、各部屋の利用料金は、A列の単価にB列の面積を乗じ百円未満を切り捨てた時間あたりの利用料金に、利用時間を乗じたものとする。ただし、利用時間が4時間未満の場合は4時間とみなす。

部屋	A列 単価 (時間あたり・円/㎡)	B列 面積

KIITOホール	10.53	950㎡
ギャラリーA	8.69	576㎡

オ 営利目的の使用の場合の利用料金は、イからエで算出した額の2倍とする。

(2) 附属設備の利用料金

ア キッチン

基本料金 1日につき15,000円

延長料金 1日につき5,000円

イ カフェ厨房設備

基本料金 1日につき25,000円

延長料金 1日につき15,000円

ウ 大型プロジェクター 1日につき1台5,000円

エ 音響セット 1日につき1組35,000円

オ スピーカー大 1日につき1台10,000円

カ スピーカー中 1日につき1台7,500円

キ 音響ラック 1日につき1組15,000円

ク ワイヤレスパワードスピーカー 1日につき1台5,000円

ケ ワイヤレスシステム 1日につき1組2,000円

コ ダイレクトボックス 1日につき1台1,000円

サ コピー機 (A4・A3・B4) 白黒1枚につき10円、カラー1枚につき30円

備考

(2) 附属設備の利用料金のエからコまでに掲げる附属設備の利用料金について、セミナー・ワークショップスペース・ギャラリー及び多目的ホールを利用する日の前日に設営・準備等のために使用する場合は、附属設備の利用料金に規定する額に50パーセントを乗じて得た額とする。

2 施行日

令和5年6月15日とする。

神戸市告示第188号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、桜森町自治会、小山自治会、神戸北町大原1丁目自治会、東白川台自治会、本多聞7丁目自治会、有馬口荘園自治会、落合谷自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月6日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	桜森町自治会	小山自治会	神戸北町大原1丁目自治会
主たる事務所	神戸市北区桜森町18番地の12	神戸市西区小山2丁目13番21号	神戸北区大原1丁目7番2号
代表者の氏名	小巻 遼	梅田 康裕	武貞 雄二
代表者の住所	神戸市北区桜森町14番地の17	神戸市西区小山2丁目13番21号	神戸市北区大原1丁目22番19号

名称	東白川台自治会	本多聞7丁目自治会	有馬口荘園自治会
主たる事務所	神戸市須磨区東白川台2丁目10番1号	神戸市垂水区本多聞7丁目20番9号	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の178
代表者の氏名	奥野 玲子	中山 利加	城元 和登
代表者の住所	神戸市須磨区東白川台5丁目8番9号	神戸市垂水区本多聞7丁目12番9号	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の178

名称	落合谷自治会
主たる事務所	神戸市西区岩岡町岩岡653番地の8
代表者の氏名	仁田 佳明
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡653番地の8

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 桜森町自治会

令和5年4月9日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	松本 裕生	小巻 遼
代表者の住所	神戸市北区桜森町16番地の8	神戸市北区桜森町14番地の17

(2) 小山自治会

令和2年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区小山3丁目12番4号	神戸市西区小山2丁目3番9号
代表者の氏名	池田 良行	竹内 誠
代表者の住所	神戸市西区小山3丁目12番4号	神戸市西区小山2丁目3番9号

令和3年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区小山2丁目3番9号	神戸市西区小山2丁目9番1号
代表者の氏名	竹内 誠	池田 博彦
代表者の住所	神戸市西区小山2丁目3番9号	神戸市西区小山2丁目9番1号

令和4年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区小山2丁目9番1号	神戸市西区小山2丁目7番13号
代表者の氏名	池田 博彦	竹内 勝彦
代表者の住所	神戸市西区小山2丁目9番1号	神戸市西区小山2丁目7番13号

令和5年3月26日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区小山2丁目7番13号	神戸市西区小山2丁目13番21号
代表者の氏名	竹内 勝彦	梅田 康裕
代表者の住所	神戸市西区小山2丁目7番13号	神戸市西区小山2丁目13番21号

(3) 神戸北町大原1丁目自治会 令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	赤松 ユカ (旧姓名:立原 ユカ)	武貞 雄二
代表者の住所	神戸市北区大原1丁目16番10号	神戸市北区大原1丁目22番19号

(4) 東白川台自治会 令和5年4月23日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	高橋 正敏	奥野 玲子
代表者の住所	神戸市須磨区東白川台4丁目22番14号	神戸市須磨区東白川台5丁目8番9号

(5) 本多聞7丁目自治会 令和5年4月15日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	濱 茂樹	中山 利加
代表者の住所	神戸市垂水区本多聞7丁目17番20号	神戸市垂水区本多聞7丁目12番9号

(6) 有馬口荘園自治会 令和5年3月26日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区有野町唐櫃2番地の3	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の178
代表者の氏名	寺坂 悟	城元 和登
代表者の住所	神戸市北区有野町唐櫃2番地の3	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の178

(7) 落合谷自治会 令和5年4月16日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区岩岡町岩岡654番地の226	神戸市西区岩岡町岩岡653番地の8
代表者の氏名	大岡 仁孝	仁田 佳明
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡654番地の226	神戸市西区岩岡町岩岡653番地の8

神戸市告示第189号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月6日

神戸市長 久 元 喜 造

1 変更認定する里づくり計画

谷口里づくり計画

2 変更の内容

土地利用計画の変更

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和5年5月25日

神戸市長 久元 喜造

- 1 建築協定の名称
六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市東灘区向洋町中1丁目6番地1 他

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和5年6月6日

神戸市長 久 元 喜 造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

エスリード株式会社

代表取締役 溝本 俊哉

大阪市福島区福島6丁目25番19号

2 設計者の氏名、住所及び連絡先

株式会社リベルテ建築設計事務所

和田 典親

大阪市西区西本町1丁目2番19号

06-6534-1180

3 景観影響建築行為の概要

(1) 所在及び地番 神戸市兵庫区出在家町2丁目6-1、6-31

(2) 敷地面積 約1,602平方メートル

(3) 建築面積 約628平方メートル

(4) 延べ面積 約4,100平方メートル

(5) 高さ 約26.8メートル

(6) 構造 鉄筋コンクリート造

(7) 階数 地上9階

(8) 建物用途 共同住宅

4 縦覧の期間

令和5年6月6日から令和5年6月19日まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年6月6日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市灘区楠丘町6丁目7番1、7番2、7番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県西宮市北昭和町6番4号
株式会社エストコーポレーション
代表取締役 宮本 誠二郎
- 3 許可番号
令和4年11月21日 第8088号

神戸市交通管理規程第2号

神戸市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月6日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程

神戸市交通局広告取扱規程（昭和39年3月交規程第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（広告料金の還付）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第13条第2項</u>の規定により承認を取り消したときは、この限りでない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p style="text-align: center;">（承認の<u>取消し</u>等）</p> <p>第13条 <u>管理者は、第3条の規定により承認を得た広告が、その後の事由により第4条各号のいずれかに該当すると認められたときは、その承認を取り消すことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">（広告料金の還付）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第13条</u>の規定により承認を取り消したときは、この限りでない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p style="text-align: center;">（承認の<u>取り消し</u>等）</p> <p>第13条 <u>局の事業上必要があると認めるとき又はその他やむを得ない理由があるときは、広告掲出の承認を取り消し又は掲出期間中であつてもその掲出を中止することができる。</u></p>

<p>2 局の事業上必要があると認めるとき又はその他やむを得ない理由があるときは、<u>広告掲出の承認を取り消し、又は掲出期間中であつてもその掲出を中止することができる。</u></p>	
---	--

附 則

この規程は、令和5年6月6日から施行する。